

(仮称)小樽市手話言語条例 (原案の概要)

小樽市福祉部障害福祉課

1 条例制定の趣旨

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠のものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、音声を使わず、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために必要なものとして大切に育んできました。

しかし、これまでの長い歴史の中で、手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することのできる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者や手話を必要とする人は、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

こうした中、平成18年に国連で採択され、平成26年1月に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」において、「言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記され、この条約の趣旨を反映して平成23年に改正された「障害者基本法」においては「言語に手話を含む。」ことが明記されました。

このことにより、これまで、手話を必要とする環境が整えられていなかったろう者にとって、手話が言語と認められたことで、社会参加をしていく上での大きな変革となりました。

平成25年に鳥取県で全国初の手話言語条例を制定し、それ以降、全国的に手話言語条例を制定する気運が高まっているところです。

小樽市においても、市民に手話が言語であると理解を広げ、ろう者や手話を必要とする人が、あらゆる場面で手話を使いやすい環境を整備することで、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを目指し、このたび、新たな条例の制定を予定しています。

2 条例の主な内容

前文(条例制定の趣旨)、「条例の目的」、「基本理念」、「市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」、「施策の推進」などを条例に盛り込む項目とします。

(1) 条例の目的

手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、市の責務並びに市民

及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本方針を定めることにより、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目的とします。

(2) 条例の基本理念

手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者及び手話を必要とする人は手話による円滑なコミュニケーションを図る権利を有していること、その権利は尊重されることを基本として行われなければならないものとしします。

(3) 市の責務

市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとしします。

(4) 市民及び事業者の役割

①市民の役割

市民は、手話に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとしします。

②事業者の役割

事業者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供や、働きやすい環境の整備に努めるものとしします。

(5) 施策の推進

市は、次に掲げる施策を推進するに当たり、推進方針を策定するものとしします。また、施策の推進に当たっては、ろう者、手話を必要とする人、手話通訳者その他関係者の意見を尊重するものとしします。

① 手話に対する理解及び普及に関する施策

② 手話による情報の取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する施策

③ 手話による円滑なコミュニケーションの拡充に関する施策

④ その他市長が必要と認める施策

3 条例の施行期日

平成30年4月1日（予定）

(仮称) 小樽市手話言語条例 (条例原案の概要)

条例の目的

- 1 「手話は言語である」との認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定める。
- 2 市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにする。
- 3 市が推進する施策の基本的な方針を定める。



誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目指す。

基本理念

- 1 ろう者及び手話を必要とする人は、手話による円滑なコミュニケーションを図る権利を有している。
- 2 ろう者及び手話を必要とする人が手話による円滑なコミュニケーションを図る権利は尊重される。



市の責務・市民や事業者の役割

市の責務

- 1 市民の手話に対する理解を広げる施策を推進
- 2 手話を使いやすい環境にするための施策を推進

市民の役割

- 1 手話への理解を深めるよう努める
- 2 市が推進する施策に協力するよう努める

事業者の役割

- 1 ろう者が手話を利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努める
- 2 市が推進する施策に協力するよう努める

市が推進する主な施策 (推進に当たっては、ろう者、手話通訳者などの意見を聴き、その意見を尊重する)

1 手話に対する理解及び普及に関する施策

2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する施策

3 手話による円滑なコミュニケーションの拡充に関する施策